

就業管理システム 一式

実施方針

1. 導入の背景及び目的等

国立循環器病研究センター（以下、当センターと称す）においては、「国立研究開発法人国立循環器病研究センター職員就業規則」「国立研究開発法人国立循環器病研究センター非常勤職員就業規則」（これらを総じて「当センターの就業規則」と称す）及び「労働基準法」に基づいた就業管理を行うため就業管理システムを導入している。

当センターで現在使用している就業管理システム（以下、「現行システム」と称す）は官執勤務者の管理を主とするシステムのため、医療職を対象とするシフト勤務者の管理が困難であり、そのため、現在では最も人数の多い看護職員のみ別システムでの勤務管理に移行している。医師やコメディカルについては現行システムにて管理しているが機能的に不足があるため書面での補助的な運用が発生したり、他システムとのデータ授受に制約が多く手作業が発生したりと業務効率低下の原因となっている。さらに、医師の働き方改革にも未対応であり、速やかに対応する必要がある。

これらの課題を解決し業務改善をすすめるため、当センターの就業規則に準拠し、シフト勤務者を含む勤怠管理、休暇管理などの業務を効率的に実施できる就業管理システム（以下「新システム」と称す）の調達を実施する。

2. 調達概要

（1）導入計画及び数量

就業管理システム 一式

（2）調達方法

購入等

（3）導入予定時期

構築期間：令和8年1月1日 ～ 令和8年8月31日

運用保守：令和8年9月1日 ～ 令和14年8月31日（6年間）

※なお上記のスケジュールは当センターの想定であり変更の可能性がある。

上記のスケジュールでの履行が困難な場合は、実施可能なスケジュールを具体的に提案すること。

（4）導入場所

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

3. 基本的要求要件

本調達は、看護師を除く全職員の就業管理を、書面での補助的な運用無く、効率的な業務遂行が実施できることを求めている。(看護師については引き続き病院情報システムの一環として調達する看護勤務管理システムにて就業管理を行う。)

現行システムでは対応できていない各種課題、例えば、緊急呼出し等で発生する1日複数回の勤務や特定条件時に発生する手当の自動判定等に対応することで、事務部門の作業負荷の軽減を図る。また職員情報の登録や勤務実績の反映、国立病院機構の他施設への異動時の出勤簿提出等、柔軟にデータの授受を可能とすることでデータ作成や登録の作業負荷を軽減し、精度を改善することも目的としている。医師の働き方改革についてもシステムの対応することで法令遵守のための管理を可能とする。

調達にあたり以下の【新就業管理システムの概要】を十分に理解したうえで、【新就業管理システムに求める主な機能】を意識すること。

【新就業管理システムの概要】

1. 本システムは、当センターの就業規則ならびに労働基準法に準拠し、就業管理の業務を効率的に実施できる機能を持つこと。
2. CSV ファイルを用いて、就業管理システムへのデータ一括登録や人事給与システム等、他システムへのデータ連携ができること。CSV ファイルは、任意の項目を任意のタイピングおよびスケジュールに従い自動出力できること。
3. 当センターの就業管理業務に関する正確性の向上や職員負担の軽減をはじめとする事務の効率化が図れること。

【新システムに求める主な機能】

具体的には以下の機能を想定している。

1. 職員の管理（職員基本情報、職員身分情報、雇用基本情報、勤務情報 等）
2. 休暇の管理（年次休暇、特別休暇、休職・休業 等）
3. 勤務の管理
 - 1) 勤務管理単位（管理単位、監督者、被監督者 等）
 - 2) 勤務区分（勤務記号、勤務区分属性 等）
 - 3) カレンダー（祝日、法定休日、ターム 等）
 - 4) 36 協定（協定時間、警告閾値 等）
 - 5) 勤務予定（シフト勤務、官執勤務、固定勤務 等）
 - 6) 勤務実績（超過勤務、月次締処理、打刻連携 等）

上記システム内の機能構成は当センターの想定であり、必要な機能が網羅されていれば機能構成は示す限りではない。また、上記に記載のないシステムについても意見招請の結果を以て導入を検討する可能性がある。

4. 提供を求める資料

3. に示す基本的要求要件を満たす役務について、提供可能な範囲で下記に掲げる一般的な参考資料その他の資料等の提供を求める。なお全ての項目に回答する必要は無い。

- ① 提供者に関する情報（会社案内等）
- ② 調達仕様等を作成するための技術提案・仕様書案
- ③ 技術提案に関する参考資料（定価・導入実績等を含む）
- ④ 提案を実現するために必要な費用に関する資料（構築費用と運用費用は分けて概算金額を算出すること。）
- ⑤ カタログ等
- ⑥ 納入に要する期間に関する資料
- ⑦ 保守・障害支援体制に関する資料
- ⑧ その他必要と思われる資料

5. その他

- ① 提供者に対し、必要に応じ本提供資料の記載内容等についてヒアリング等を行う場合がある。
- ② 本案件にかかる内容は予定であり、検討の結果、変更又は調達が中止されることがある。
- ③ 本案件の実施にあたっては、当センターの定める情報セキュリティポリシーなどを遵守する必要がある。

以上